

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第5回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成18年1月17日（火） 午後6時09分～8時04分
開催場所	小金井市役所第一会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	9人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について (1) （仮称）小金井市まちづくり条例（案）について (2) 市民参加条例第20条の規定に基づく推進会議について (3) その他 3 次回推進会議の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主 な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	(1) 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について (2) （仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会委員名簿
そ の 他	

## 第5回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成18年1月17日（火）午後6時09分～午後8時04分

場 所 第一会議室（本庁舎）

出席委員 10人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

井村穰 委員 木村雄喜 委員

土井利彦 委員 野瀬ふみ子 委員

大賀英二 委員 森田真希 委員

尹龍澤 委員 吉岡伸一 委員

欠席委員 増田章夫 委員 松永明 委員

参考人 大矢光雄 小谷俊哉

事務局職員

企画課長 伊藤茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合修

企画課主査 三浦真 企画課企画調整係主事 高橋弘樹

傍聴者 9人

（午後6時09分開会）

◎室井委員長 では、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第5回市民参加推進会議を開催したいと思います。

なお、増田委員と松永委員は都合により欠席ということでございますので、そのほかの委員は全員そろっているということになります。

今日は、お手元にあります会議の次第に従いまして、昨年、第4回、11月8日に開催いたしました本会議におきまして提出されておりました、小金井市まちづくり条例策定委員会有志6人の連名による、「小金井市まちづくり条例（案）のパブリックコメント実施に関しての小金井市まちづくり条例策定委員会委員有志の見解」というものが出されておきまして、これにつきまして前回審議したわけでございますが、その結果、本日、有志6人、有志以外の4人、担当部局のそれぞれ1人をお呼びして意見を聞き、本推進会議として市民参加条例の適正な運用との関係を審議しようということになっておりました。ということですが、有志以外の4人の方につきましては、いずれの方も欠席という連絡があったということでございます。それらも含めまして、本日、これからの審議に当たって何点か確認をしておきたい事項がございますので、よろしくお願いたします。

こちらから申し上げるのは3点でございます。まず、今日お2人の方をお呼びしているわけ

であります。それとの関係で、まず第一に本推進会議の役割というものをいま一度確認をしておきたいということが第1点。第2点目は、本日の参考人の方の審議方法について確認をしておきたいということでございます。第3点は、このまちづくり条例（案）につきましての11月8日以降の経過等について、事務局の方から報告をしていただくということの3点でございます。

そこで、まず第一に本推進会議の役割についてでございますが、皆様にもご案内のとおり、この条例の第19条で、「市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議を設置する」というふうになっており、次の20条におきまして「推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする」と定めております。したがって、本推進会議の役割というのは、市民参加条例の運用状況の審議ということになります。そこで、具体的には、本日の議題であります小金井市まちづくり条例との関係におきましては、市民参加条例第13条の附属機関等の答申等の尊重の規定と、第15条の市民提言制度との規定との関係で適正な運用が行われたかどうかについて審議することになるわけです。

もう少し具体的に申し上げますと、この間の有志の方の主張は、もとの委員会ですね、何と申してましたかね、申しわけないですが、小金井市まちづくり条例策定委員会の案と市の方が議会に提出した案との関係が異なっているのではないかなどということと、その条例案につきましてパブリックコメントが実施されているわけでございますが、そのパブリックコメントの結果が反映されているかなどというような部分でございますが、それらを含めまして適正な運用が行われたかどうかということ審議するということになるかと思いますが、このように確認をしてよろしいでしょうか。各委員の方、ご意見があればちょうだいしたいと思います。よろしいですか。

(なし)

◎室井委員長 それでは、皆様もご同意いただいたということで、第1の点につきましてはそのようなものとして進めさせていただきたいと思っております。

第2番目に、本日の参考人の方の審議方法についてでございます。参考人の方は、市民参加条例施行規則第21条第4項に基づきまして出席要請を行っております。そこで、私としましては、別々にお呼びし、今日2人の方が参考人としてお見えになる予定でございますが、別々にお呼びし、最初に委員長の方から総括的に参考人に対して意見、説明をお伺いし、その後、各委員から必要があれば質疑等を行っていただくという方式で考えております。すなわち、まず別々に参考人の質疑等を行うということが第1点でございます。第2点は、私の方から最初に総括的な質問をします。そして、その後各委員の方から質疑を行っていくということでございますが、このことについて、これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

第3の件は、このまちづくり条例（案）の11月8日以降の経過等についてでございます。本件につきましては、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

では、お願いします。

◎企画課長 初めに、小金井市まちづくり条例と議会との関係につきましてご報告をさせていただきます。

市長は、平成17年第4回定例会に小金井市まちづくり条例を提出いたしました。市議会では、12月2日に上程、説明・質疑後、そのまちづくり条例につきましては建設環境委員会へ付託いたしました。それで、12月13日に建設環境委員会が開かれまして、提出されました条例の前文及び第1章の質疑後、継続審査となりました。12月21日の第4回定例会の最終日でございます本会議で継続審査となりまして、閉会中、18年2月15日に開催予定の建設環境委員会で引き続き審査をされる予定となっております。それで、12月13日の建設環境委員会で、本日のこの推進会議の結果につきまして、資料として提出するようということで資料要求がされております。

それから、次に参考人の方の出席通知の関係でございます。平成17年12月28日付で、市長部局ほかに通知をしております。市長部局以外の通知につきましては、計画課の方で所有しております（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会の委員名簿がございますけれども、その住所と電話番号については個人情報に当たるということなので、本人の了解がないと通知ができないということでございまして、有志の6人につきましては、お手元に委員の名簿がございますけれども、5番目の東さん、それから3番目の小谷さんと連絡がとれましたので、そのお2人に通知をしまして、6人の中からお1人出ていただきたいということでお話をいたしました。それから、有志以外の4人につきましては、2番の小澤さん、それから上野さん、それから志田さんにつきましては電話連絡、それから小川原さんにつきましては文書で通知をいたしました。以上の結果なんですけれども、本日、市長部局の方から大矢都市建設部長が出席をいたします。それから、有志6人の中からは3番の小谷俊哉さんが出席をするということでございます。有志以外の4人につきましては、いずれも欠席ということで連絡を受けております。

以上でございます。

◎室井委員長 以上で事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、何か質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

◎室井委員長 それでは、ただいま確認をいただきました本件推進会議の役割についてを踏まえまして、参考人の方の審議の方にまいりたいと思いますので、参考人の出席をお願いいたします。

◎大賀委員 どういう順番ですか。

◎室井委員長 何の順番でしょうか。

◎大賀委員 お呼びする参考人の順番です。

◎室井委員長 申しわけありません。まず、市長部局の大矢さんの方を6時にお呼びしてありまして、小谷さんの方を6時半ということをお願いしておりますが、先ほど少し何か連絡があって遅れられるかもしれないということがございます。

(大矢参考人 入室)

◎室井委員長 それでは、再開いたします。

本日は、どうもお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。推進会議を代表いたしまして心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、説明をしていただくようお願いいたします。

早速でございますが、議事の順序等について申し上げます。

まず最初に、委員長の私の方から総括的に伺いし、その後、各委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。時間としましては、約30分を予定しております。

なお、発言は委員長の許可を得て着席したままでお願いいたします。また、委員に対して参考人からは質疑はできませんので、ご了解をお願いいたします。

最後に、本日の発言内容につきましては、全文記録による会議録を作成し公表されますので、ご承知願います。これはいつもと同じでございますが、そういうことということですね。

それでは、初めに私の方から何点か伺いしたいと思っております。

まず第1点でございますが、(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会の設置から答申までの開催回数と経過について簡単に説明をしてください。では、お願いします。

◎大矢参考人 策定委員会の回数と経過についてということでございます。

まず、この策定委員会でございますが、平成15年の2月12日に第1回の策定委員会を開催してございます。策定委員会につきましては、皆様方ご承知のように市長の諮問機関ということで、(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会設置要綱に基づきまして10名の方をお願いをしたものでございまして、平成15年2月12日が第1回の策定委員会でございます。その後、6回の小委員会を含めまして計16回、策定委員会は開催されてございます。当初は平成15年・16年、2か年でもって、これについては策定……、答申をいただく予定でございましたが、いろいろとまちづくり条例策定に当たりましてかなりの時間を要したという形の中で、1年間、議会等の承認をいただきまして、延伸をした経過がございます。平成17年の3月末に答申をいただきまして、その後、精査をした中で一定の小金井市まちづくり条例(案)を策定いたしました。内容につきましては、答申案に対して条例提案ができるもの、逆に言えば答申いただいたものの中から条例案として提案しづらいなものについては省かせていただきまして、あくまでも私どもの部局の考え方といたしましては、答申案に基づいて本条例をつくり込んでいったというような考え方でいるところでございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

2番目に、(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会の設置以前にまちづくり市民会議が

設置されていましたが、まちづくり市民会議の概要等の説明と（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会との関係について説明をしてください。

◎大矢参考人 お答えさせていただきます。

市民会議につきましては、これは議案の提案の段階でもご報告させてもらっておりますけれども、平成14年6月から平成16年の7月の間、市主催あるいは市民主催のまちづくり市民会議、これは合計いたしますと21回開催させていただいております。策定委員会との関係でございますけれども、市民会議で素案を作成していただきまして、策定委員会、庁内検討委員会、その3つの検討委員会といいますか、市民会議、策定委員会、庁内検討委員会、この中で条例案について精査をしていったというような経過がございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

それでは第3点ですが、（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会からまちづくり条例（案）が答申される過程の中で、策定委員会に対して、市として受け入れられない、又は条例化は困難である条項があると意思表示をした経過について説明をしてください。

◎大矢参考人 これにつきましては、今日も議事録を要所要所見て、資料として持ってきているわけでございますけれども、その策定委員会、小委員会を含めまして16回の議事録を見ていただければ、事務局としての考え方というのは一定報告はさせていただいております。その中で、端的にまとめて報告させていただきますれば、まず法律を超えての条例化はできないということです。それから、2点目といたしまして、都条例との整合性を図る必要があると。それから、3番目といたしまして、現状を踏まえての条例化、これにつきましては財政面でありますとか人的問題、これは組織上の話でございますけれども、実効性のない条例というのはそぐわないのではないかなというふうな形の中で、事務局は策定委員会の席上、できるもの、できないものについては意思表示してございます。詳しくは策定委員会の議事録を見ていただければ、そこら辺については記載されてございますので、そういうことでお答えさせていただきます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

では、第4番目に、（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会の答申（案）と市のまちづくり条例（案）の主な相違点と理由について説明をしてください。また、附属機関等の答申案を尊重するという原則について、意見があれば述べてください。

◎大矢参考人 まず相違点でございますが、ここら辺につきましては、具体的に申し述べさせていただきますと、まず6点ほどございます。

まず1点目といたしましては、市の紛争調停機能の削除ですね。法律関係で実効性に疑問があるということで、ここら辺については東京都の紛争予防条例に基づいて現時点では考えていると。建築行政を担った段階でもって、ここら辺についての見直しは可能というような形の中で、紛争調停については削除させていただいております。

それから、まちづくり委員会、これは市長の諮問機関でございますけれども、調整機能、こ

こら辺につきましては削除させていただくと。こら辺の紛争調停に対する調整等を市長の諮問機関であるまちづくり委員会へゆだねるのはいかがなものかなというところがございます。

3番目といたしまして、まちづくりの推進会議の削除でございます。これにつきましては、実効性の観点から将来必要とあらば検討するというところで、今回は削除させていただきました。まちづくりセンターにつきましても、同様でございます。

テーマ型まちづくりの位置づけについての見直しでございます。こら辺につきましては、計画の提案からすべて何でも意見が聞ける、そういうような組織に、若干、こら辺のテーマ型まちづくりについては修正をかけさせていただいております。

それと、特定まちづくり計画は削除させていただきました。こら辺につきましては、法律関係で実効性に疑問があるという考え方の中で、当然、都市計画法等に絡むものについては都市計画審議会がございます、あるわけでございますので、こら辺につきましても、まちづくり委員会がすべてをとというような形でもっての答申案でございましたので、以上6点ほど修正・削除・見直しというような形でもって本条例は提案させていただいております。

それと、あと尊重ということでございますが、こら辺につきましては、冒頭申し上げましたように答申案をいただきまして、その中で条例として提案できる内容を精査してまいりました。当然、庁内検討委員会、それからまた関係部署、それから法律相談もした中에서도、条例として提案できるのはここまでという形の中で提案をさせていただきました。尊重という意味では、新たに市の対案を出しているわけではございませんので、答申案に基づいて提案、要するに条例に現時点ではなじまないものを削除させていただいたという観点からいけば、私どもは十分尊重しているという認識でいるところでございます。

以上でございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

では、第5番目に、市民参加条例第13条第2項では「答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」と定めておりますが、これをどのように行われたのかを説明してください。

◎大矢参考人 こら辺につきましては、答申案と実際の議案、条例案としての中身が、先ほど申しましたように大きく6点ばかり内容等変えてございますので、当然、策定委員会の皆様方にはパブリックコメント、これにつきましてはパブリックコメントをかける前に私も策定委員の皆様方のお宅を訪問させていただきまして、おられる方につきましてはご説明もさせていただきました。それと、おられない方についてはポストの投函というような形でもって対応させていただきました。そのパブリックコメントも平成17年の9月6日から10月6日まで、電子メール、ファクス、郵送、持参での意見を募集しているところでございます。こら辺につきましては、こういう内容でお諮りしたいということで、内容につきましても、答申案全文、それとあと条例案として全文記載いたしまして、違いのコメントも載せた中でパブリックコメ

ントをかけたわけでございます。当然、かける前には策定委員会の皆様方にもそこら辺の資料は事前に送付をさせて、持参してお渡ししたというような中でございます。よろしいですか。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

では、第6番目に、今も出てまいりましたけれども、パブリックコメントを行われたということでございます。市民参加条例の第15条第5項では、「市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて速やかに公表しなければならない」と定めていますが、どのようにこれを行ったのか説明をしてください。

◎大矢参考人 パブリックコメントの内容でございますが、ここら辺につきましては、まず真っ先に市のホームページ、ここに平成17年の12月8日付をもちましてホームページに掲載してございます。その後、12月9日に各施設、これにつきましては市内の公共施設ということで、具体的には計画課の窓口、それと広報広聴課、公会堂、公民館各館と福祉会館、婦人会館、桜町上水会館、図書館というようなところで、資料を全文用意いたしまして対応したところでございます。その後、12月9日に各施設に資料がありますという内容を12月14日、ホームページに記載しました。市報掲載につきましては、それからまた遅れること12月20日号でパブリックコメントをかけているという通知をしたところでございます。

以上でございます。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

では、7番目に、平成17年11月4日付、(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会委員の有志6人の要請文によりますと、「答申案から市のまちづくり条例(案)への修正内容・理由について策定委員会委員に事前説明がなかった」と書かれておりますが、この点はいかがででしょうか。

◎大矢参考人 ここら辺につきましては、私も11月4日付でもって6名の方から有志の見解ということでこれいただいているところでございます。私ども行政の考え方といたしましては、策定委員会、これは要綱を策定して市長が諮問をした機関という形の中で、先ほど申しましたように、15・16年、2か年で策定する予定でしたまちづくり条例につきましても、1年間延伸という形の中で平成17年3月31日に答申をいただいたわけでございます。策定委員会につきましては、有効期限といえますか、期限が切れてるイコール解任されているものという考えでいるところでございます。ただ、長期間にわたりまして答申をいただいた内容と、若干削除させてもらったような内容がございますので、これは先ほど申しましたように9月6日のパブリックコメントですか、それと12月8日、結果に基づく条例案について、資料等も策定委員会のお宅に持参したというような経過がございます。

以上でございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

では、最後に、市長は小金井市まちづくり条例(案)を平成17年、第4回市議会定例会に提出しています。11月4日付けのこの要請文では、既に解散した(仮称)小金井市まちづく

り条例策定委員会を再度招集し、パブリックコメントの結果をも踏まえ審議し直すことを求めています、この点につきまして意見があれば述べてください。

◎大矢参考人　ここら辺につきましては、確かにそういった要請を受けているところがございますけれども、答申をいただいた中で再度また条例案について提案できるような内容については、再度また精査した中でという話も策定委員会の中でも、してございます。その中で、若干のこの削除したものについては、広くご意見を聞かなきゃいけないのかなという形の中でパブリックコメントもかけてきた経過がございます。それで再度またパブリックコメントに基づいて精査した中で、一部また修正等もしてございます。具体的に申し上げますと、前段の方でも出てきます「協働」という言葉、この協働という言葉については一貫して、何と申しますか、検討委員会案、条例案の中ではいかがなものかという形の中でもって当初は挙げていなかったわけでございます。

それとあと、大規模開発の方でもって、まちづくり委員会の役割の中で、分科会、まちづくり委員会の下部組織でもって分科会を設けるような形で当初私どもも検討しておりました。この分科会というのは何のための分科会かと申しますと、まちづくり委員会全員でもって、市長が諮問すべきまちづくり委員会の中でいろいろとそこら辺の、何と申しますか、事細かな話に対してかかわっていくのはいかがなものなのかということで、土地利用分科会というものを挙げてたんですけれども、ここら辺につきましては、パブリックコメントを受ける中で、まちづくり委員会、諮問機関である以上、任せてもいいのではないかと、分科会をつくる必要ないだろうというようなご意見等もいただきまして、ほかにも細々とした点はございますけれども、そのような形で十二分に読み込み、パブリックコメントのご意見等も参考にしながら、精査に精査を加えた中での議案としての提案ということでございますので、今後につきましては、確かにこの有志の皆様方のご意見、ご見解もこれでございますが、条例案という形でもって提案させていただきましたので、これからにつきましては、議会での条例化に向けて審議をしていただき、事務局として最善を尽くしていきたいなど、このように考えているところでございます。

◎室井委員長　どうもありがとうございました。

以上で私の方で用意したものは終わりましたので、各委員の方で何か質疑がございましたら願いたします。では、土井委員の方、どうぞ。

◎土井委員　ちょっと伺います。

私の方としては手続的なところをはっきり伺いたいので、いわば答申案から市案に変わったその過程ですけども、当然のことながら答申案を尊重しているわけですから、市の方で検討された、例えばどなたと検討したか、どういうふうな経緯で検討されたか、その辺の当然公文書はつくられていると思います。これは情報公開条例に基づいても当然そういうものを要求できると思いますけども、その辺はちゃんとなさったのでしょうか。

◎大矢参考人　それでは、お答えさせていただきます。

ここら辺につきましては、冒頭申し上げましたように、策定委員会につきましてはすべて議

事録、全部とっておりますので、その中で要所要所でもって市の見解、これ求められてございます。その中でお答えをさせていただいているところがございます。当然、できるものはできる、できないものはできないというような形でもってご報告はさせていただいております。具体的にこれ読み上げていったらかなりの、16回の回数でございますので、おのおの先ほど申しましたような6点についての削除・見直し、ここら辺につきましての見解は16回の策定委員会の議事録に記載されてございますので……。

◎室井委員長 ちょっと、今の質問の趣旨とちょっと違うようなので、どうぞ、もう一度。

◎土井委員 私の趣旨は、答申案を受けた後、どのような経緯でこれをお直しになったか、その部分についての記録のことを申し上げたまでです。これは当然役所のことですから、文書主義ですから、その辺を用意なさっているかどうかということなのです。

◎大矢参考人 ちょっとずれていたようでございます。ここら辺につきましては、当然、条例提案する部署という形の中で私ども計画課がでございます。当然、庁内検討委員会という形の中で、各関係部署の担当課長にも入っていただいております。それで、中身につきましては、検討委員会ということに限らずに、関係する部署との調整をとった中でもって、条例案という形の中で作り込んでいったというような形でございます。

◎土井委員 くどいようですが、情報公開条例において、その経過というのを請求できますか、どうですか。実はこの辺が大切なことで、答申案を本当に尊重するということであるならば、その辺はちゃんと記録に残しながら、例えば法的にどこがおかしいというのを総務課に聞いた、そういう文書をちゃんと残しながらつくっているはずですよ。その辺の部分について請求ができるかどうかということでございます。

◎大矢参考人 ここら辺につきましては、建設環境委員会の中でも資料要求という形の中でもって受けてございます。今、担当部局の方でもって、そこら辺の作り込みをやってございます。当然、議事録という形でもって残っているわけでございますので、そこに至った経過、次回の2月15日ですか、建設環境委員会開催予定でございます。それまでには作り込むということでもあります。

◎土井委員 ちょっと待ってください。それまでにつくり込むというのは、どういうことでしょうか。

◎大矢参考人 ですから、そこら辺につきましては議事録を全部ひもといて……。

◎土井委員 ですから、聞いているのは、そのこれまで部内で検討なされた経過をその場で記録に残しているかどうかということをお聞きしているんです。それで、これまでの議事録に残っているものをまとめるということではなくて、一体、だれが新たに市の案をつくっていったのか、だれの責任において、例えば、法的にはどういうふうな手続でこの部分がおかしいからということをお聞きを、例えば法務当局に指摘されたからこういうふうには直しましたという、そういう記録です。当然のことながら、文書を残しておかないと役所というのはやっていけないわけですし、当然、これは情報公開条例でもその辺を求めていく、これは決して過去の議事録をどう

のこうのということではなくて、答申案をもらってから後のことを聞いてます。

◎大矢参考人 そこら辺につきましては、法律相談、議事録、全部残ってございます。それからまた、東京都の見解、こういったものもすべて記載されたものがございますので、そういった意味では、先ほど来申し上げていますように、議事録としては残っているということでございます。

◎土井委員 わかりました。

◎室井委員長 じゃあ、あるということで、じゃあ、次の質問に。

◎土井委員 ちょっと1つ、最後に一言だけ。

これは実は建設環境委員会に私聞いて、傍聴していたときに、そのような記録は出せませんという答弁をいたしておりますが、そういうものとの違いというのはどういうことなんでしょうか。

◎室井委員長 では、よろしいですか。どうぞ。

◎大矢参考人 法律相談は、これもう事実総務課を通じてやっておりますから、そこら辺の内容につきましてはすべて私も見ておりますし、資料として持っております。それからまた、建築指導事務所、ここら辺につきましての見解、これについてもいただいております。そういった意味では、この2点については、もう間違いなく1つの判断をする上での貴重な資料でございますので、これについては何も問題ないと思います。提出できます。

◎室井委員長 じゃあ、よろしいでしょうか。ほかに何か質疑等ございますでしょうか。では水谷委員、お願いします。

◎水谷委員 今、ご説明いただいた中では、パブリックコメントにかける前に十分修正内容について委員に説明をしたとおっしゃいましたが、有志の見解という書面においては、その修正内容・理由について事前の説明がなかったというふうになっています。これはどういう形でご説明なさったのか、その有志との見解の相違はどういったところから生じているか、お伺いしたいです。

◎室井委員長 ちょっと重複するところもありますが、よろしいですか。

◎大矢参考人 パブリックコメント前に説明あったなかったという話をされると非常にこれっらい話なんですけれども、当然、私どもとしましては、答申案をいただいた中でもって、本来でしたら答申案どおり提案したいところなんですけれども、ここら辺については、先ほど来申し上げておりますように、法律を超えての条例制定はできないと。それからまた、建築行政をしょってない中で紛争調停・あっせん調停については削除させていただきます。ここら辺につきましては、先ほど来、土井委員の方からご質問がありました、議事録で開示云々という話もありましたけれども、こういったものはすべて手続を踏んでいるわけですね。そういった中でもって、この部分は抜かせてもらいますという形の中で答申案を全文記載して抜かさせていただいたもの、要するに市検討委員会案ですね。それからコメントを書いて、もう3月31日でもって答申をいただいている策定委員会の委員の皆様方のところに、私は1軒1軒足を運んでお

渡ししてございます。その中で、パブリックコメントかけさせていただきますというのをいち早く策定委員の皆様方に連絡方々資料をお渡しするとともに、こういう答申をもらいましたという形での報告も、これはさせていただきます。それとまた、市民会議、冒頭、委員長の方から市民会議の話もございましたけれども、市民会議におきましても、こういう答申をいただきましたという報告も、これはしているところでございます。

そういった意味では、相違点につきましては、私どもは再三事務局としてコメントを求められて答えてはいるんですが、そこら辺をご理解いただけなかったという中で答申案をいただいたわけでございます。当然、部局といたしましては、小金井市の条例でございます。耐えられる条例という形の中で精査するのは当たり前だと私は認識しておりますし、そういった中で今回パブリックコメントもかけているわけでございますので、策定委員会の皆様方にも、「進化する条例」という話も私は席上求められたときにはお答えしているんですけども、今はできないけれども将来はできるというような話も、これしてございます。まるっきりこれ否定しているわけじゃございませんので、答申案をいただいた内容の中でもって、返す返すも抜かさせてもらったところ、それからまた削除させてもらったところ、それと見直しをかけさせてもらったところという考え方もって、先ほど6点ほど述べさせてもらいましたけれども、そういうことでございますので、よろしくご理解の方お願いしたいと思います。

◎室井委員長 よろしいですか。はい、どうぞ、水谷委員

◎水谷委員 じゃあ、確認させていただきますと、委員お一人お一人に手渡しで、こういうふうになりましたということをご説明になられたということではよろしいのでしょうか。

◎大矢参考人 留守のお宅もありましたので、時間帯も7時、8時、そのぐらいの時間帯で1軒1軒歩いておりますので、どこのお宅がいたかというのはちょっと記憶定かじゃございませんけれども、全軒私は回っております。

以上でございます。

◎室井委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。はい、木村委員

◎木村委員 庁内検討委員会というのを設置して検討してきたというふうにおっしゃっていましたが、その庁内検討委員会というのは、どういう理由で、どういう役割をもって設置されていたものなのかをちょっとお聞かせいただけますか。

◎大矢参考人 その辺の資料は、今日はちょっと手元にないんですが、メンバー構成といたしましては、今回のまちづくり条例というのは、まちづくりの仕組みと大規模開発の大きく言って2本立てになってございますので、開発指導の審査会のメンバーをフルメンバーという形の中で、担当課長がそこに就任しているということで、当然、条例として担保づけているわけですので、関係する部署につきましては幅広くご一考いただくということで、検討委員会、策定して対応してきたわけでございます。

メンバーにつきましては、後日でよろしければ……。

◎木村委員 いや、私は別にメンバーをとりあえずここで聞きたいわけではなくて、どういう

根拠に基づいて何のためにつくったのかということを確認にしたいなと思っているわけなんです。

◎大矢参考人 当然、まちづくり条例ということになりますと、他部他課にわたる内容でございます。小金井市の条例ということでございますので、1つの課でもって策定できる内容ではございません。当然、この今回のまちづくり条例（案）の策定につきましては、市民会議でもって何の縛りもなく素案をつくっていただきまして、それに基づいて庁内検討委員会、策定委員会、市民会議という形の中でもって回してきましたので、そういった意味では、庁内検討委員会、小金井市の組織、条例づくりをする上では、どの条例策定に当たりましてもそのような組織を設けてやっておりますので、要綱等も定めております。要綱等、今日ちょっと手元にご覧いただけますので事細かくは申し上げられませんが、そのような形でもって精査してきたということでございます。

◎木村委員 その庁内検討委員会と審議会との関係という、条例策定委員会との関係というのは、どういうふうにお考えですか。

◎大矢参考人 これにつきましては、先ほど来申し上げますように市民会議が前段市主催、市民会議主催が21回ほど開催されてございます。その中で素案までつくっていただいたわけですね。素案をつくっていただいたものに対して策定委員会、それからまた行政サイドの意見を、当然、策定委員会のメンバーの方々もご意見という形の中でもって聞かなきゃならないという形の中で、あくまでも答申をいただくための行政サイドのサブ機関というような考え方ももっていらっているのではないかなど。

◎木村委員 審議会のサブ機関ということですか。

◎大矢参考人 これはもう並列という考え方で私は考えておりますけれども。市民会議、それから策定委員会、それから庁内検討委員会ですね。それで、答申案をまちづくり市民会議の中でもって素案をいただいた段階でもって、あとは策定委員会にゆだねられているわけでございますので、策定委員会からの質問に答えるべく対応という形の中でもって庁内に設けております検討委員会、こちら辺がそういう席に出席いたしまして、策定委員会に出席いたしまして質疑に答えているという内容ですね。それでまた、内容等につきましていろいろと毎回毎回ご議論いただくわけでございますので、各セクションごとの検討委員のメンバーが議論されている内容について、どうなのかなというものをお答えする検討委員会。最終的には検討委員会の中でもって再確認し、それからまた条例提案に至りましてはもろもろの手続もございまして、そこら辺を踏まえた中で本提案に至ったというような考え方で。

◎木村委員 長くなって申しわけない。最後に。お話を聞いていると、策定委員会をつくった意味というのが非常に何かぼけている感じがするんですが。その庁内検討委員会との関係でいいますとですね。何のために策定委員会が必要だったのかなというふうに、ちょっとこれは感想になりますが、最後に一言だけつけ加えさせていただきます。

◎室井委員長 はい、わかりました。感想ということなので、もしおっしゃりたいことがあつ

たらどうぞ。いいですか。

◎大矢参考人 策定委員会は、あくまでも市長が諮問しているまちづくり条例（案）を答申していただきたいということでもって諮問しているわけでございますね。その中でもって、1つのつくり込む過程の中では、当然、行政として耐えられるものか耐えられないものかという判断というのは、その都度出していかなきゃならないわけですね。そういう中で、答申案というのは、これはもうあくまでも私どもは尊重の上に、そのために策定委員会というのを市長が諮問しているわけですし、お願いしているわけでございますので、そういった意味では、今、木村委員さんですか、おっしゃるような考え方は成り立たないのかなと。私どもはあくまでも答申案を全面的に尊重していると。中身を見ていただければ、本当わかると思うんですよ。

◎木村委員 いや、見ました。

◎大矢参考人 改めて条例案を、対比案をつくっているわけじゃないですから。出てきたものに対して条例として提案できるのかどうなのかという精査をしているわけですので、そこら辺はご理解していただきたいなど。

◎木村委員 少なくとも、だとすれば、先ほど参考人おっしゃられたように、それは並列という関係性ではなくて、助言をする、あるいは解釈をきちんと正確に伝えるとか、そういうものとして関係性を踏まえるべきだというふうに私は考えます。

以上です。

◎室井委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、大賀委員、お願いします。

◎大賀委員 委員会の答申案を尊重したというふうにおっしゃっているように聞こえたんですが、1つだけそれに関連してお聞きしたいんですが、パブリックコメントにかけられている、資料として今回いただいているものに、市案と策定委員会答申と、それから市の見解というふうに書いてあるところの「まちづくりの推進」というところなんですが、答申案では2条、市案では3条になっていますが、この各号について見ますと、各号7つありまして、どちらも7つあることには変わりがないと。中身も、順番を除くとどれも同じものが並んでいるというふうに見るんですが、これで市案の方でなぜこういう順番に変えたのかという説明は全くないし、この順番を変えたことが法律的な何かにひっかかるので変えたのかと。何か意図的に市案は策定委員会の案を無視する形でつくられているような気がしてしょうがないんですが、その辺の見解をもう一度。尊重しているというふうにおっしゃった根拠になるようなことをもう一度繰り返してお願いします。

◎大矢参考人 まちづくり条例策定委員会の答申案では第2条、それからまた、市案では第3条のまちづくりの推進でございます。確かにこの7項目につきましては順番が前後しているという形でございますけれども、ここいら辺につきましては、マスタープランの順番という形でもって私も受けとめておるんですが、ここら辺につきましては他意はないと。中身はもうすべて記載されているという形でございますので、当然、ほかの基本計画ですとかマスタープラン、

そこら辺等を読み込んだ中での文章の整理という形でお答えさせていただきたいと思います。

◎室井委員長 まあ、内容は同じなんですけどね。はい、土井委員、どうぞ。

◎土井委員 もう一言だけ。

先ほど、ほとんど変わってないとおっしゃったんですけども、実は大きな違いがあって、策定委員会のものは、これはかなり自主条例に近いものです。ところが、市案というのはほとんど法律に基づく、法律を実行するための委任条例、これで変わってないという言い方というのは非常に不思議だなと思いました。その辺はどうなんでしょうか。

◎大矢参考人 そこら辺につきましては、先ほど来申し上げておりますように、法律相談もする中で、それからまた関係機関との調整をする中で、自主条例、それからまた土井委員がおっしゃるような形でもっての区分け、確かにそういう点でもって指摘されればおっしゃるとおりだと思いますけれども、これは条例として提案できる内容かどうなのかという中での精査した結果ということでご理解願いたいと思います。

◎室井委員長 どうぞ、土井委員

◎土井委員 余り内容に踏み込みたくなかったんですよ。なるべく手続上で議論したかったんですけども、内容がという議論が出てきてしまったので仕方ない、言います。

実はほかの市で実施されている部分が小金井ではできないということで、ばっさり切られておりますね。これは国分寺あるいは狛江なんかでやっているような部分についてばっさり切られたりなんかしております。それは法的にできないどうのこうのという議論ではなくて、恐らくそれをお切りになった理由とか、そういうものは当然明快に出されるはずでございますね。そういうものについて、先ほど来、法的なものについては記録はあるとおっしゃったわけですけども、その他以外のところでそういうものを省いた理由というもの、それが検討された経過というものは記録に残されてますでしょうか。

◎室井委員長 どうぞ、参考人

◎大矢参考人 記録は、そこら辺の内容を全部目を通して見ないと何とも言えませんが、国分寺にしましても狛江さんにしましても、一定、担当職員、訪問をさせていただきまして、そこら辺の内容についてはどのような考え方でというような調査もしてございます。その結果も、私も報告という形でもって実際受けているところでございますので、そういった意味では、狛江さん、国分寺さんは事細かなやつが上がったかどうかというのは余り定かじゃないですが、狛江さんにつきましては、間違いなく私も決裁しておりますので、あるということでお答えさせていただきます。

◎室井委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

◎室井委員長 それでは、以上をもちまして大矢参考人につきましては終了したいと思います。どうも、本日はありがとうございました。

(大矢参考人 退室、小谷参考人 入室)

◎室井委員長 再開いたします。

では小谷さん、どうぞ。

どうも本日は、お忙しい中、本推進会議のためご出席いただきましてまことにありがとうございます。推進会議を代表いたしまして心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見を述べていただくとともに、説明をお願いしたいと存じます。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

まず初めに、私の方から総括的に伺いし、その後、各委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。時間については約30分程度を予定しております。

なお、発言は委員長の許可を得て着席したままでお願いいたします。さらに、委員に対しては参考人からは質疑ができませんので、ご了承をお願いいたします。

最後に、本日の発言内容につきましては、全文記録による会議録を作成し公表されますので、ご承知願います。よろしいですね。

それでは、私の方から何点か伺いいたします。

6点ございますが、第1点です。平成17年11月8日付け、小金井市まちづくり条例（案）のパブリックコメント実施に関しての小金井市まちづくり条例策定委員会有志の見解ですが、本推進会議へ提出された趣旨について説明をしてください。これを提出された趣旨について説明をお願いします。

◎小谷参考人 1つずつ順番に答えるんですね。まず、ちょっと今日会議、都外ので遅れましたこと、申しわけありませんでした。それでは、今のご質問に答えたいと思います。

見解書というものを6名の元委員の有志で出しました。これにつきましては、市民参加条例には13条、ここの中で「諮問機関の答申を尊重するものとする」というふうなくだりがございますけれども、今おっしゃられたパブリックコメント、これは9月6日から10月6日まで昨年行われましたけど、そのときには書類でパブリックコメントを実施しますというものが送られただけでして、なぜ市民参加条例13条の2に書いてある理由説明というものがいないのかということが一番の疑問点でございます。ほかにも細かいことはいろいろあるのですが、出した趣旨はそこがございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

では2番目に、続きまして、市長は小金井市まちづくり条例（案）を平成17年第4回市議会定例会へ提出しています。そのような事態を受けても、11月8日付け要請文のとおり、既に解散された（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会を再度招集し、パブリックコメントの結果をも踏まえて審議をし直すことを引き続き求められるのですか。

◎小谷参考人 はい、求めたいと思います。

その理由を説明してよろしいのですよね。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎小谷参考人 その理由につきましては、まず、委員会は2か年度にわたって行われましたが、

平成16年度の最初の第1回委員会に、ですから都合で言うと第5回委員会の配付された資料におきまして、パブリックコメントというものが、スケジュール上、策定委員会の行われたちょうど去年の……、去年じゃないですね、年が変わったので平成16年12月から平成17年1月にかけてパブリックコメントを行う予定であるというものも委員会資料として配付されてございました。ですが、平成16年11月20日に行われた第2回小委員会におきまして、これはちょうど印刷してきた議事要旨がございますから、それをお配りさせていただければ明らかだと思っておりますけれども、ここにも、議事要旨にも書かれておりますように、市の方では、パブリックコメントは委員会答申を受けてから上程までの間に行うというようなことで、当初予定と違う形で行われることを特段の説明もなくやられたということですね。

それから、また皆さんのこの委員会にお配りした見解書というものは、市長さん、それから都市建設部、三者にもお渡ししておりますので、そこからの返事等がいただけないまま進められているということについては、いまだにこの見解書についてお答えをいただけたとは到底考えることはできませんので、再度、このパブリックコメントで寄せられた市民の方の意見などを含めてご議論させていただくというものが、当初のまちづくり条例のスケジュールにもかなうものであろうかと思えます。

◎室井委員長 パブリックコメントの時期というか、踏まえて審議する予定だったということが、なされなかったということですね。

◎小谷参考人 はい、それもございますね。また、それについて説明もなかったということですね。

◎室井委員長 どうもありがとうございます。

では、3番目に、(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会からまちづくり条例(案)を答申する過程の中で、策定委員会に対して、市として受け入れられない、又は条例化は困難である条項があると意思表示がありましたか。また、答申案の尊重について何か言及がありましたか。

◎小谷参考人 個別のことについて、これは今の市ではやることができませんというような発言は確かにあったかと思えます。個別の具体的なものまではちょっと今日は確認してきてございませんので、それは後でお話しすることはできます。

ごめんなさい、それからもう一つのご質問、何でしたっけ。

◎室井委員長 もう一つの方は、答申案の尊重について何か言及がありましたか。

◎小谷参考人 答申案の尊重については、答申案の尊重にかかわるご発言はございました。これも資料を私が委員会のテーブルを起こして書いたものがあるので、それが必要であればお配りいたしますけれども、平成16年11月20日に行われました第2回小委員会におきまして、開始19分ごろですね、テーブルでいきますと、大矢部長さんから「行政としてみれば、市の検討案を16年9月に出ささせていただきました。これは十分条例として耐えられるものになっております。それに対して、策定委員会の案はどの程度の市の検討案に組み込めるのか、取り入

られないのかというところが1つのポイントとなっております。今はできなくても将来できるものもあるので、そのあたりは最終的にすり合わせさせていただき、条例提案という形になっていきます」と、こういうふうなご発言がございました。

◎室井委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

では、続きまして第4番目に、11月4日付けの要請文によりますと、答申案から市のまちづくり条例（案）への修正内容、理由について、策定委員会に事前説明がなかったと書かれておりますが、そのとおりですか。

◎小谷参考人 はい。少なくとも私は全く説明をいただいております。ほかの方も恐らく同様だったと記憶しております。

◎室井委員長 ありがとうございます。

では5番目に、同じく要請文は条例策定委員会有志6人の方からのものがございますけれども、残り4人の委員の方の意向は把握されていますか。

◎小谷参考人 一部把握しております。

◎室井委員長 では、6人の有志には加わらなかったということですね。

◎小谷参考人 そうですね。諸所の事情があるということと、あと連絡がとれなかったということもあるというふうに聞いていますが、個別のその理由の内容までは、今は答えるべきかどうかは審議の内容次第だと思います。

◎室井委員長 結構です。

第6番目ですけれども、策定委員会が平成17年3月31日で答申をされたわけですけれども、この条例案は策定委員会委員全員の合意によるものなのかどうかについて、意見があれば述べてください。

◎小谷参考人 今、非常に質問としては不可解と受け取りました。これはちゃんとした委員会のもとでやっておりますので。

まず、最終委員会というものは3月23日、第6回小委員会というものでやられました。一応、謝金のつく予算立ての伴う委員会はその1週間前、平成17年3月16日、第10回委員会ということになっておりますけれども、この2回にわたる小委員会も含め、最終文案までには至っておりません。最後は委員長にゆだねますということで皆さん出席された方は了解されておりますので、私の解釈としては全員の了解のもとということにとらえてよろしいと思っております。

◎室井委員長 ありがとうございます。私の方からは以上でございます。

その他につきまして、委員の方、いかがでしょうか。はい、土井委員

◎土井委員 よろしいでしょうか。策定委員会と行政の関係ですけども、いろいろ話を聞いておりますと、正式の策定委員会のほかに小委員会を設けて議論をしたということです。その間に、策定委員会案と行政案という行政の主張、それとの折り合いと申しますか、その辺というのは議論になったのでしょうか。

◎小谷参考人 お答えしたいと思います。

折り合いというものは、策定委員会は基本的に委員の中で議論するものですが、先ほども委員長さんの質問の中でも答えた中で、できるだけ市の検討案に合わせてもらいたい趣旨のご発言が事務局の市の部長さんからあったというようなこともございます。また、その折り合いというのは、いろんなどころに反映されているのか。どういうふうに答えたらいいかな……。ちょっと、今日も、これも必要であればお配りしますが、条例案というのは都合7案あったかと思えます。それは最初は市民会議がみずからつくった市民会議案、これは委員会でも合意して、その案をまず出していただくということで出されました。その後、市の案が出る予定だったんですが、市の内部の調整が追いつかないということで、1回、委員会開催が延期になっています。それが9月になって出ました。その間にも市民会議案が一度修正案を出しております。この2004年の9月に出された2つの案をもとに、策定委員会では融合案をつくろうということで、委員会みずから融合するということをしました。また、すり合わせということにつきましては、策定委員会も市の案を参考にしながら二度ほどにわたって市の出された検討案に対して、これは合わせてみましょうとかというようなことは議論しておきましたが、ちょっとご質問の趣旨、もう少し詳しくおっしゃっていただけると的確に答えられると思うんですが。

◎土井委員 実は、先ほどちょっと市の方にお伺いしたんですけども、策定委員会の案というのは、基本的には自主条例に近い形ですよね。ところが、市の案というのは完全に委任条例に近い形のもので出てきた。当然、ここの乖離というのはかなりありますので、策定委員会の中で市の方がどういう発言をし、それに対して策定委員会はどのような形で答えていったのかということをお伺いしたいと思ったんです。

◎室井委員長 なるほど。

◎小谷参考人 自主条例か委任条例かというような議論、直接的には、そういう性格については当初の段階でかなりこなされたと思うんですけども……。何だろうな。

先生、もう一度お願いします。簡単に。

◎土井委員 簡単に言いますと、実は策定委員会案が出されたのは自主条例に近い形のものだと思います。ところが、市の案として出てきたものは完全に委任条例、ほとんど委任条例と言っていいもの。この乖離というのは、かなりあるはずですよ。当然のことながら、先ほどの説明にあったように、策定委員会と市の、要は行政の方のすり合わせという形のものをおある程度やりになったということなものですから、その間でどういう経緯があったかということをお伝えいただければと思います。

◎小谷委員 基本的には委員会の中で審議するということです。それ以外に、ちょうど16年の10月から11月にかけて、個別の担当部署にヒアリングに行ったりとか、そこは市の部局も同席のもとに伺ったりということで、できるだけ条例の真意が、なぜこの条文が必要だと、例えば調整会といったものですね、建築紛争の調整といったものが必要かというようなことも

委員として説明し、その職員の生の声もいただくというようなこととして、その結果を踏まえて、委員会で私などは委員提案というような条文を出しているということで、かなり個別の具体的内容についてもすり合わせというものはやったというふうに考えております。

お答えになっているのでしょうか。もう一つかな。

◎土井委員 最終的な案を提出なさるときに、市の側もほぼそれで了解をしたという経緯はあったかどうかということでございます。

◎小谷参考人 そういうご発言はなかったと思います。

◎室井委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。はい、木村委員、どうぞ。

◎木村委員 どうもよくわからないのでお聞きするんですが、その市の検討案というのは何度か出たんですか。

◎小谷参考人 策定委員会が行われている間では、2004年、平成16年9月と平成17年1月、2回出ました。

◎木村委員 その策定委員会をやっている過程で市の検討案というのが出るというのが、私、どうもうまく理解できないんですが、そういうことは策定委員会を発足する際に、この策定委員会というのはそういうもんなんだという何か了解事項みたいなものがあったんでしょうか。

◎小谷参考人 私の記憶の限りは全くございません。要するに、市民会議案が出たから市の検討案も出す。それから、策定委員会として意見募集を平成16年12月から次の年の1月にかけてやりましたが、これを出したときに、特に次は市の案を出しますというのは、委員会の中では市からも提案はなかったんですけれども、次の委員会の数日前に、さらに市の検討案というものが送付されてきたということですね。

◎木村委員 それはなぜ……。

◎小谷参考人 特に要請してはおりません。

◎木村委員 それは何か理由というか、なぜそういう段取りが踏まれてきたのかというのは、参考人本人としては了解されていますか。

◎小谷参考人 しておりません。全くしておりません。非常に不可解でした。

◎木村委員 結構です。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。はい、森田委員、お願いします。

◎森田委員 私も今の木村さんのと全く同じで、策定委員会の中の検討案というのが、もう一度行政の方に伺いたいなということと、それから小谷さんがおっしゃった策定委員会の中でパブリックコメントがあって、また策定委員会の中でそのパブリックコメントについての審議が行われてないというのが、またその予定が何の説明もなく変更になったわけですね。

◎木村委員 はい。

◎森田委員 もう一度その辺の、それがなぜなのかなということを行政の方に伺いたいんです

ども。そういうことは可能ではない……。

◎小谷参考人 それは私なりの解釈でお答えしていいですか。

◎森田委員 はい、ちょっとお聞かせいただきたい。

◎室井委員長 ちょっと、じゃあ、今の事実関係は、策定委員会の中でパブリックコメントが行われてはいないんですよね。行われた。

◎小谷参考人 いや、自称パブリックコメントと申しておりますね。

◎室井委員長 自称

◎小谷参考人 はい。といいますか、これは市ははっきりと「これはパブリックコメントではありません」と言われました。要するに平成16年12月に委員会として、中間まとめとして融合案を市の案と市民会議の案をもとにつくりましたと。これを意見募集を図りたい。ですから、これはパブリックコメントに出したいという申出を委員会の中でしたんですけれども、パブリックコメントではない、それは意見募集だというのが事務局長、計画課長ですね、当時の、がおっしゃられたと。その言葉の定義というのはよくはわからないんですが、少なくとも市の事務局が最初に、年度の初めに目出されたスケジュールでは、ちょうどパブリックコメントを行う時期に、パブリックコメントをやりましょうと言っていたときに、それは策定委員の案であって、これはパブリックコメントということでは実施できませんというふうに言われたということなんですよ。

◎室井委員長 ああ、なるほど。つまり市民参加推進条例ですか、この条例にいうところのパブリックコメントはやっていないという位置づけですか。

◎小谷参考人 市民参加条例……、市がおっしゃるからには、そういう意味なんでしょうね。少なくとも私どもの認識としては、市民参加条例の何条に当たりますか、それは。

◎企画課長 15条

◎室井委員長 15条だそうですが。ちょっと見てないんですけど。

◎小谷参考人 「市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。市民の提言実施に当たっては」と、市民の提言制度ですか。

◎室井委員長 そうですね。

◎小谷参考人 これは「対象事項の内容、意見の提示方法、意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない」。でも、これ見ますと、実際、策定委員会案の意見募集というものをやったとき、こういう事柄は事実上書いてございますよね。

◎室井委員長 わかりました。じゃあ、そこは微妙なところで、やったとも言えるし、やらなかったとも言えないということですが。ちょっと待ってください。森田委員のさっきの質問に、どうぞ参考人の方から。

もう一度お願いします。森田委員、もう一度質問

◎森田委員 パブリックコメント、先ほど小谷さんのご発言の中では、パブリックコメントについて、その内容について、策定委員会の中でのその審議というのがありませんでしたとおっ

しゃったので、それがなぜなのかなということ。

◎室井委員長 では、参考人、どうぞ。

◎小谷参考人 私どもは、当然、この市民参加条例にかかわらず、まちづくり条例をつくるに当たっては、その目的のところ、当初より委員会の中で合意した市民・行政・事業者、三者の協働というもののなかで、このまちづくり条例を定めるという大目的をつくりました。ですから、それにのっとって、当然ながら自分たちのつくった案が市民も含めて使いやすい条例、適当な条例であるかどうかを諮るためには、当然、パブリックコメントを委員会の実施期間中に実施すべきであって、それを意見募集と扱われようがパブリックコメントと扱われようが、それは策定委員会としては、少なくともその意見募集あるいはパブリックコメントを実施することについて反対した方は1人もございませんでしたので、意見の募集と、正式名称ではそういう形で扱われましたけど、やったわけですね。

ただし、ここには非常に問題がございまして、この市として正式に昨年9月から10月にかけて行われたパブリックコメントは、その文案がホームページに掲載されるですとか、配布場所が市役所以外6つの市の施設に置かれたんですけども、また、この策定委員会の中で行った意見募集につきましては、ホームページにその概要も全文も掲載していただかず、それから配られたところも一番人の多い公民館、本館とかには置かれず、市役所以外ではわずか4館にしか置かれなかったと。結果として集まったものは2通しかなかったということもあります。

それから加えて、これもテープ起こしをしたので証明することはできるんですが、市民会議というものがございまして、このまちづくり条例を検討するに当たって、このまちづくり市民会議に参加してきた方々に、一度でも参加した方には全員配布していただきたいというのは委員会の中でお願いいたしました。要するに文案を全員に配ってくださいと。市の配る対象として申し上げられていたのは、「直近の3回の市民会議に出席された方にはお配りします」というふうなお答えをその場でいただいたんですが、「いや、それではこの条例が幅広く使い得るものかどうかということをお問うのには不十分なので、とにかく一度でも参加した方には全員に配っていただきたい」と言いました。それに対して、部長は最後には「はい、わかりました。全員にですね」ということは了解されました。ただし、これは議事録、いただいた議事要旨の方ではいただいておりませんで、私が記録している録音テープの方では、ちょうど開始20分ごろの平成16年11月20日の第2回小委員会の中で言われております。結果、その配付、郵送でなされたかどうかを次の年になってから伺ったんですが、配られてないと。これを聞きまして、それについては委員会の中では一切報告されなかったんですね。要するに、市民会議に一度でも参加した人には全員に配るということをお知らせしたにもかかわらず配っていないということについては報告もなかったと。ですから私は、平成17年3月1日に行われました第4回小委員会終了後に、当時の計画課長と建設部長に「なぜ配られなかったのですか」と伺いました。それが、ちょうど全員に配りますと言った小委員会の際には、計画課長さんにご欠席だったんですけども、「私がいたらその場で断っていました」と。「都市マスのときにも直

近3回の参加者にしか配付していない」と明言されました。その上、部長さんからは、委員会の中で答えたことを覆すかのように、私の記憶ですよ、残念ながらテープには残ってないので、「一度や二度程度の参加しただけの人にまでは配らない」というふうに発言されました。これは委員会が終了後のことですけれども、私ははっきりと覚えておりますので、この議事録も公開されるということではあっても、私はこれは発言はさせていただきたいと。事実として発言させていただきたいというふうに思っています。

◎室井委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

◎森田委員 もう一つ。今、この策定委員会の中で小谷さんが行政との協働、さっき協働という言葉があったと思うんですけども、その前、私、あっ、これ何えぼよかったなと思ったのは、行政の方が、委員長が8番目の質問をされたときに、その文言の中に協働という言葉がどうなのかということ、もし私の聞き間違いだったらいけないなと思ったんですけども、「その言葉がどうなのかなというふうに思いました」とちょっとおっしゃったような気がしたんですね。

◎室井委員長 私の質問の中ではなくて、いろいろ検討する中で、パブリックコメントの結果、協働という言葉も入れたんですよということで、パブリックコメントの尊重を図ったという趣旨で先ほどの部長は言われたんですね。協働という言葉が、もともとは市としては使いたくないという趣旨だったようなんですけど……。

◎森田委員 私もちっとそういうふうに受けとって……。

◎室井委員長 でも、パブリックコメントの結果入れたんですよ。だから、いろいろと取り入れてますよという趣旨で発言があったと思います。

◎小谷参考人 答えちゃいけないんですか。

◎室井委員長 ちょっと今の件は。今のについては……。

◎森田委員 いや、何だか私も先ほど、その協働という言葉を入れるのはというふうにおっしゃったときに、んっと思ったんですね。でも、策定委員会の中では、その行政と市民との協働というところの大きな柱で話を進めていったとおっしゃいましたよね。そこからもとても大きくずれてってしまった、どうもそこが何だかキーポイントのような気がしているんですけども。例えば、その言葉の扱いですとか、そういった、何でしょうね、本当にじゃあ協働というのはどうなのかというところでのやりとりとか、そういうことは策定委員会の中であったのでしょうか。

◎室井委員長 どうぞ、参考人

◎小谷参考人 答えてよろしいですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎小谷参考人 毎回のようにございました。といいますのも、2か年度行われた委員会の中で、初年度の段階で既に委員全員の中でもこの条例の目的の中に三者が協働してまちづくりを実施するというくだりのことは合意されまして、当然ながら、それは条例案、たたき台がつくられたときにも盛り込まれました。それに対して、これはちょうどその文章が入っている目的、1

条のところなんですけれども、これは配れると一番いいんですが、簡単に言葉で言います、市の案の中には、一度としてこの1条、目的のところには「協働」という言葉は入れられることはございませんでした。また、ではなぜその市民会議案もしくは策定委員会がつくった案に対して1条の中に目的を、目的の中から三者の協働ということを外すかというこの市の見解・説明というのが必ずパブリックコメントなり何なりの右側にいつもつけられていたのですが、協働を外した理由という言葉は一度も出てきていません。また、この策定委員会の中でも、先ほど土井委員でしょうか、ご質問ありましたように、すり合わせをやったかということで、これは委員会の中においても、「じゃあ、この協働という言葉は入ると何か不都合があるんですか」と別の委員が聞かれたことがございました。ですが、結局、特段の不都合は、発言は得られなかったんですね。むしろ、逆に私どもの方が、市が当初から取り込まれております都市計画マスタープランに基づきという、その目的の中に取り入れたいという意向が非常におありだなということを理解いたしましたので、その融合案として答申案の中にも私どもは三者の協働ということと、それから都市計画マスタープランに基づきということも入れた。むしろこちらが相当融合を図ったということなんです。なぜなんでしょうね。こういうところに、何か答申案に対して、パブリックコメントなり上程案のところの見解・説明のところ、なぜこれが削除されたかというのが説明されないまま、ただ単に削除された、あるいは特に記述なく削除されているものがほかの文案も含めてあるんですね。このあたりは、この市民参加条例13条にかかわる、「変更した理由を遅滞なく公表しなければならない」ということには当たらないだろうなど。これは明らかかなと思っております。

◎室井委員長 どうもありがとうございます。

ちょっと、土井委員の方から最初に手が挙がっていたんですが、もうよろしいですか。

◎土井委員 また後ほどします。

◎室井委員長 あんまり時間はないんですけど。

じゃあ、水谷委員、どうぞ。

◎水谷委員 何点か確認させていただきたいんですけど、まず、今話題の続きの協働についてなんですけれども、いただいた資料で、市の見解の中に「協働については市民参加が大前提であり、あえて定義から除き、三者の責務の項目にそれぞれ明示した」というふうに出ていますけれども、一応、これで説明はされているという、ひとつ事実があるということを確認させていただきたいんですが。

◎小谷参考人 答えてよろしいんですか。

◎室井委員長 それで、何を参考人にお聞きになりたいですか。

◎水谷委員 それと、「実際に条例にすることが困難な条項についての個別の条項についての説明はありました」というふうに先ほど小谷さんがおっしゃられたので、それだと「事前の説明は何もなかった」というこの見解の文とちょっと食い違うなということが1つありました。

それともう一つ、最後ですが、パブリックコメントの後、条例を上程する前にはもう一度市

民会議とのすり合わせをするというふうに市側は言っていたけれども、それが行われなかったということではよろしかったでしょうか。

◎室井委員長 参考人、どうぞ。

◎小谷参考人 協働というところが市の案のどこかに入っていたんですけどね。1条、目的のところには入っていないのは確かだと思うんですが……。

◎水谷委員 定義のところ。

◎小谷参考人 定義のところに入れたということで、要するに定義ですと、この条例、まちづくり条例、目的そのものからは、その協働という言葉が入ってないことになってしまいますよね。市としては当然だというふうに言っているのだとしても、それは定義の部分で、このまちづくり条例の中でどうやっていきますよということをやっていることとは解釈しにくいかなというふうに思います。

それから、2番目に、困難なことについてということなんですけれども、その困難なといっても、これも個別に議論していかなければいけなくなってしまうんですけれども、要するに市としては、これの一番わかりやすいことでいけば、まちづくり条例をつくるに当たって、ちょっとこれは全部にわたってそういうつもりだったかどうかはわからないんですけれども、市の方からは、現状の予算と、それから体制の範囲の中でできることをやりますというおっしゃり方をしたんですね。したんだと思います。これは委員会の内でも外でも。ただし、まちづくり条例、では何のためにつくるのかという議論をしたときに、じゃあ、現状の体制・組織の中でやることだけでいけば、条例は基本的にほとんど新たなものを生み出すこと、創意工夫のもとにつくることはできないだろうということがあったので、例えば削られたものを幾つか挙げますと、まちづくりセンターをつくるということですか、建築紛争の調整……。

◎室井委員長 すみません。ちょっと時間がせつていますので、申しわけないです。協働のことは置くとしたしまして、2点ありましたけれども、説明を受けてないということをおっしゃったのは多分そのまま、あと、こちらの方では受けてないという趣旨だと思うんですね。

それから、第3点についても、パブリックコメントの後審議をするという予定だったということも一応言われたので、それをやってないということは確認をしなくてもそうかなと思いますので、そのように……。

◎小谷参考人 ごめんなさい。パブリックコメントの後、すり合わせをするというふうな言い方ではないです、市の方のおっしゃり方

◎室井委員長 先ほど参考人が、最初そのようなことで進めていたので、今回、パブリックコメントの後、もう一度再開をしてやってほしいという要請というふうに私は伺ったんですけど、そうじゃないですか。

◎小谷参考人 いえ、そうではないですね。ちょっと話が混同したのかもしれませんが。

◎室井参考人 そうですか。じゃあ、その点はそうではないという。

◎小谷参考人 すり合わせていきたいと発言があったのは、委員会がまだ終盤に差しかかる少

し前の段階のところ、この意見募集やパブリックコメントの発言をされている中で市の部長さんがおっしゃったところの1つですが。

◎室井委員長 策定委員会の理解としては、パブリックコメントをして、その後、策定委員会でもう一度審議し直すというような了解事項であったんですか。

◎小谷参考人 委員会をやられている中でですか。

◎室井委員長 そうですね。

◎小谷参考人 そういうことは、委員会が開催されている中では了解事項にはなってないですね。

◎室井委員長 ああ、なってなかったんですね。

◎小谷参考人 なってないです。ですから、大幅に変えられてしまったパブリックコメントに出された案を拝見して、これは相当違うではないかと。これでは理由も説明になっていないから、では改めてこのパブリックコメントの案と寄せられた意見をもとに審議をさせていただきたいと、こういうふうをお願いしたんです。

◎室井委員長 わかりました。水谷委員、よろしいですか。

◎水谷委員 はい、わかりました。

◎室井委員長 じゃあ、もう土井委員だけ、簡単をお願いします。

◎土井委員 最後にちょっとだけ確認しておきます。

1つは、私も加わっていた市民会議ですけれども、その時点では、たしか条例案そのものをつくっていく際に、自主条例に近いものという確認が、要は行政も含めてなされていたと思います。それを受けて、策定委員会ですけれども、最初にそのような議論はなされたんでしょうか。

◎室井委員長 どうぞ、参考人

◎小谷参考人 要するに自主条例でいきましょうという。

自主条例という言葉で明言に語られたかどうかは議事録等を確認しないといけませんけれども、少なくとも、先ほども別の答えでも申し上げましたように、この条例、創意工夫のもとに取り組んでいくということで行ってききましたので、基本的には自主条例もつくられていくということの雰囲気の中で行われたのは確かですね。

お答えになるでしょうか。もし違っていたら。

◎土井委員 いや、その件について行政もある程度承知の上であったかどうかということでございます。

◎小谷参考人 そうですね。市民会議の時代からということであれば、市民会議、市主催には必ず市の職員の方、合計3年にわたり出席されていましてから、また市民会議の中でもそういう話もされたのはありますよね。

◎土井委員 ありがとうございます。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

30分の予定だったんですけれども、45分ぐらいになってしまいまして、非常に時間をと

ってしまいました。

◎小谷参考人 すみません。

◎室井委員長 いやいや、こちらこそ申しわけなく思っているところですが。

以上で有志6人を代表して小谷さんに対する質疑を行いました。終了してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、本日はどうも遅くまでありがとうございました。

◎小谷参考人 どうも失礼しました。またわからないことなどありましたら、幾らでもお答えしたいと思います。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

◎小谷参考人 ありがとうございます。

(小谷参考人 退室)

◎室井委員長 再開いたします。

それでは、以上で参考人の質疑は終了したわけですが、これから今回の小金井市のまちづくり条例の議会提出過程における対応等について、本推進会議の役割であります適正な運用状況を審議するという範囲の中で審議を行いたいと思いますが、時間があまりないものですから、しかし、できる限り進めていくということをお願いしたいと思います。

すみませんでした。条例の第13条第1項でございますが、「附属機関から提出のあった答申等を尊重しなければならない」というところにちゃんと対応しているかというのが第1点です。第2点は、同じく同条の第2項で「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」の規定に対応しているかということでございます。第3番目に、条例第15条第5項、「市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない」の規定に対応しているかどうかでございます。

まず、第1の点でございますけれども、この点につき意見があればお伺いしたいと思います。はい、どうぞ、大賀委員

◎大賀委員 今、市の側の大矢部長さんから、要するに2年にわたって審議会で議論したけれども、条例として提案しやすいものを受けとめた。それから、提案できるものに変えたという説明であって、これでは審議会で検討した中身が尊重されているというふうには言いがたいんではないかというふうに私は思いますので、この点、今回の条例提案の過程で市民の審議会の答申が尊重されていなかったということで、市長に対して提言を上げるべきだというふうに私は思います。

◎室井委員長 今、大賀委員の方から尊重してなかったのではないかと、そういう提言をすべきだという意見がありましたが、ほかの委員はいかがでしょうか。はい、野瀬委員、どうぞ。

◎野瀬委員 ちょっと話が少しそれるんですけども、確認したかったことで、大矢部長さん

に聞きそびれてしまったんですが、小谷さんとの食い違いですけれども、パブリックコメントをかける前に個別説明をしっかりと行ったと大矢部長さんおっしゃられたように聞こえたんですけれども、大矢部長さんに何人の方に実際会われて話をしたのかということを確認することはできますか。

◎室井委員長 それは……、しかし全部は覚えておられないというか、言うべきかどうかということもあるんだと思うんですけど、人数までは必要ですか。

◎野瀬委員 大矢部長さんは夜回って、1軒1軒回って説明したとおっしゃっていましたね。けれども人数は覚えてないとおっしゃっていましたね。とても違いがあるというか、覚えてないとおっしゃっても、3人ぐらいだったとか、半分の方にはお話ししたとか、そういう記憶ぐらいは普通はあると思うんですけれども。

◎室井委員長 ここは調査権まであるわけじゃないので、ご本人の発言の中で判断するということになるかとは思いますが、ですから、人数を確認してまでちょっと難しい。少なくとも今は無理ですよ。

◎野瀬委員 わかりました。

◎室井委員長 では、吉岡委員の方、どうぞ。

◎吉岡委員 市長が策定委員会に条例案の諮問をしたということでございまして、答申を受けるというのは、市長案の策定に資するために答申を受けるということ、これが一般的だと思います。そのような趣旨で策定委員会から答申を受けました。市長としては、その策定委員会、その前身のまちづくり市民会議ですか、長い歴史の中でこの条例についてご検討いただいたということは、十分認識をした上で答申案を受けたというふうに私は理解してございます。この条例の第13条で「答申を尊重しなければならない」ということは、当然、答申を受ける側の基本的な姿勢だとは思いますが、市長の政策意思にかなわないものまでも、その答申をすべて盛り込まなければならないかということ、そうではないのかなというふうに思っております。

先ほどの都市建設部長の方でご説明ございましたように、法的になかなか現段階で条例にすることは難しいとか、各方面から検討した結果が今回の市長案の内容になっているというふうに思いますので、私はその市民参加条例の趣旨は逸脱しての市長案で議会に提案しているという認識は持ってございません。これは私の意見でございます。

◎室井委員長 はい、ありがとうございます。

ちょっとお待ちください。これで議論を進めていくと相当時間がかかりそうなんです。ちょっとその前に事務局の方に伺いたいんですけど、次回のこのまちづくり条例（案）の審議はいつからですか。

◎企画課長 先ほども申し上げましたけれども、閉会中の委員会が2月15日の予定です。

◎室井委員長 ですね。多分、あともう10分ぐらいしかないので、ここで結論を出すというのは非常に難しいと私は思います。ちょっと……、何のご意見でしょう。

◎土井委員 前回もそういうご発言で延ばされた経緯があると思います。これはちょっと私と

しては非常に納得できません。そのために今回開いたはずでございます。

◎室井委員長 では、この短い間の中で決めるということもできないわけではないとは思いますが、あんまり十分な議論ができないまま決めていいのか。なぜこういうことを申し上げているかという、もし可能ならば、議会上程までにもう一度、できればやれたらやった方がいいかなということでお伺いしたということでございますけれども、それ、どうなんでしょうかね。

◎企画課長 推進会議の予算措置の関係では、12月議会に17日、今日の分の1回分ということで提案はしておりますけれども、15日までの間にどうしても必要だということであれば、開催は可能でございます。

◎室井委員長 ありがとうございます。

ということのようなので、15日に間に合うようにするということができる範囲でもう一度できればその方がいいかなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。その方がもう少し慎重にできるんじゃないかということもございますが、そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、申しわけないんですけど、そのような形で進めさせていただきます。

途中ではございますが、日程の方の調整に入らせてもらっていいでしょうか。では、日程調整の方に行きたいと思います。

余り時間がございませんが、2月に入ってからの方がよろしいでしょうか。でも微妙ですね。

では、ちょっとあれなんですけど、1月27日はいかがでしょうか。

◎尹委員 ちょっと私は差し支えるんですけども。

◎室井委員長 差し支える。

◎尹委員 遅れてでしたら。相当遅ければ。

◎室井委員長 相当遅い。そうですか、ちょっと待ってください。じゃあ、26日はいかがでしょうか。

◎尹委員 28まで入っています。

◎室井委員長 やっぱこの辺はまずい。そうすると、27の方がよろしいですか。

◎尹委員 そうですね。27の方が遅刻してでも来れるかな。

◎室井委員長 ああ、そうですか。じゃあ、もともとまいりまして27で。なるべく、じゃあ遅くということなので、6時半からでいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 じゃあ、27日の6時半からということで次回を設定したいと思います。

それでは、ちょっと私の不手際で時間がこのように切迫をしまいまして、今日結論を得ることができませんでしたので、27日に継続という形で行いたいと思います。

まことに途中ではございますが、本日は……。

◎土井委員 1つ確認させていただきたいんですけど、今出されている条例案というのは、これとは違っているということですね。今の市議会に提出されている条例案は、この比較表とは違うものだとことを確認させていただきたいんです。違いますね。

◎企画課長 推進会議の委員の方に送りましたのは、パブリックコメントの段階での答申案と市案ですので、12月議会に出したものと違っております。

◎土井委員 じゃあ、それをいただくことはできますか。次の会議までに見ておきたいので。

◎企画課長 大丈夫です。

◎室井委員長 これも違うんですか。これって今のじゃないの。

◎企画課長 それから変わってますね。

◎室井委員長 もっと変わったんですか。

◎企画課長 パブリックをかけた部分ですから。

◎室井委員長 ああ、なるほどね。わかりました。じゃあ、変わっているそうですね。じゃあ、用意してください。

◎大賀委員 先ほど委員長が3点これから議論しようと言った1点目は、私、先ほど意見言いましたからわかっているんですが、2点目、3点目、もう一度確認してください。

◎室井委員長 はい、わかりました。

2点目は、第13条第2項の「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」とありますが、これに対応しているかということですか。3番目は、市民の提言制度、パブリックコメントですね、「パブリックコメントの実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない」という規定に対応しているかどうか。以上3点です。

◎大賀委員 わかりました。どうもありがとうございます。

◎室井委員長 それでは……、はい、どうぞ。

◎木村委員 この今日の議事録というのは、いつごろになりますか。

◎企画課長 通常ですと50日程度かかります。最終的なものができるまでということですが、今日の部分につきましては、一応、業者の方としては2週間ぐらいでは来ますけれども、来週までということにはちょっと困難でございます。

◎室井委員長 27日までには無理ですね。はい、どうぞ。

◎土井委員 第15条関係でパブリックコメントということなものですから、そのときまで結構ですから、パブリックコメント、恐らく今回35通ばかり出ていると思いますけども、その原文、これはもちろんお名前その他個人情報にかかわる部分は消して結構ですので、委員皆さんにお配りできないでしょうか。

◎室井委員長 この委員会でも、そこまで必要でしょうかね。

◎土井委員 パブリックコメントがどのように生かされているかということの前提で、パブリ

ックコメント原案を見ていきたい。実はこのパブリックコメントでございますけども、建設環境委員会に出されたときには、原文が出されたのではなくて、実は計画の方でかなり編集したものを附帯されたような気がいたします。それは市民参加ということ、あるいは情報公開についても、編集で出されてしまいますと、恐らく当事者のお出しになった方の意見とはかなり乖離した形ではなかったかと。これは実際「おれ、パブリックコメント出したんだけど、ああいうふうにはばらばらに切れちゃうと、おれの意見じゃなくなっちゃう」ということで、そういうことを言ってらした方もいたもんですから、そのことも踏まえてちょっとお願いをしたいなと思っただけです。

◎室井委員長 気持ちはわかるんですけども、この第15条の第5項は「実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない」というふうに書いてありまして、そういうところまで審議をするということになると、これは大変なことじゃないかと思うんですが、その意味では、この会議の役割の範囲内と言えるかどうか微妙な感じがするんですが。

◎土井委員 すみません。パブリックコメントそのものがどういうふうに使われるかということも一応我々の範囲内に入れておかないと、本来の市民参加ということを考えていったときに、例えばパブリックコメントそのものがいろいろな形で恣意的にはばらばらにされて……、これは編集をしてしまいますと本来の意見と違ってくるというのはまああることなもんですから、その辺についてだけちょっとチェックしたいなということなんです。

◎室井委員長 それはよくわかります。そういうことでしたら、見なくても、今後というか、そういうようなパブリックコメントの扱い方の審議は、見なくてもできるんじゃないでしょうか。内容を見なくても。その細切れにすべきではないとかですね。というようなことで、すなわち見るというなら、35通もあるものを、それを全員に配って見て判断するというのは、裁判所ならともかく、ここの委員会の役割としては非常に重いと思うんですけどね。つまり1回やってしまいましたらまたやるということになるかもしれないので、毎回毎回、パブリックコメントが全部そういうふうに使われているかというのは、ちょっとどうかなと思うんですが。

◎土井委員 ええ、結構です。実はそういうふうに使われていたものですから、その件についてだけ申し上げたということです。

◎室井委員長 ということですが、そのことを議題にすること自体はよろしいかと思うんですけども、パブリックコメントそのものをここに出すというのは勘弁していただくということではよろしいですか。はい、どうぞ。

◎大賀委員 資料の関係で、今日の大矢部長の議事録があるという話に関連して、何か聞いている範囲で、私、ちょっと時間がなかったんで質問ができなかったんですが、法律相談、それから建築関係の担当部署からの意見というものは資料としてあるけれども、それに基づく担当課の、まちづくりの担当の部署での議論がどういう議論で、要するに答申案から条例案に変わっていったのかという、その議論の経過を示す書類があるというふうにはちょっと聞き取れなかったんですが、もしそういう関係する議論の議事録があるのであれば、どういう経過で要す

るに答申が変えられたのか。つまり尊重されたのかどうかということのキーポイントだと思いますので、私は大矢部長の意見を聞いている限りではされていないというふうに先ほど申しましたけども、その辺の裏づけになる資料がもしあるのであれば提出していただきたいと。その上でないと、何か雲をつかむような意見のやりとりになってしまうので、そこをちょっと確認の上で、早速、それは全員に配っていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

◎室井委員長 これは要請することはできますね。

◎大賀委員 あればもちろん要請していただきたいということです。

◎企画課長 要請はできます。

◎室井委員長 要請はするということで、じゃあ、しましょう。

◎大賀委員 よろしくをお願いします。

◎水谷委員 先ほど委員長がおっしゃられたパブリックコメントに関する市の考え方は出してもいいんじゃないでしょうかと今おっしゃられたので、その資料はいただけるのでしょうか。パブリックコメントそのものの原本ではなくて、パブリックコメントを市がどういうふうに扱って次の今の条例案になっていますよという、それはいただけますか。

◎室井委員長 それは、この案から変わったというのが整理ができていれば出せるところだと思いますけど……。

◎企画課長 12月13日の議会の建設環境委員会の方に資料が出されておまして、それにつきましては、パブリックに付した条例案と提案している議案の比較表というのは出ておりますが、今おっしゃられた部分については出ていないので、それを今からつくるとということにはちょっとなりにくいと思いますが。

◎水谷委員 確認したいんですが、パブリックコメントを募集された後は、それをまとめて、こういうふうに検討いたしましたというのが出ますよね。それは出てないんですか。

◎企画課長 それにつきましては、既に先ほども12月9日にホームページに載せたということもございますし、12月13日の建設環境委員会に検討結果につきましては資料として出ておりますので、必要であれば次回お配りできます。

◎室井委員長 じゃあ、それでいいですね。ホームページにもあるそうですが、一応資料として出していただくということです。

では、そういう形で、申しわけありませんが、27日の6時半からということをお願いいたします。

今日は、どうも長い間ありがとうございました。

(午後8時04分閉会)

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成17年11月28日付け市民参加条例第20条第1項の規定に基づく「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」の提言に対する市長の意見は、次のとおりです。

1 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員（5人）、保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5人）、公益を代表する委員（5人）及び被用者保険等保険者を代表する委員（2人）で組織する利益代表の審議会であるため、公益委員は中立な立場で一般の利益を代表する委員と位置付けられています。本提言では、市議会議員が公益を代表するか否かではなく、市議会議員が委員となることで審議会と議会で2回審議することの「欠陥」を是正するため、市議会議員の人数を減少して、学識経験者等の委員を増やすべきであると理解されるものです。

公益委員に関する解説、26市の状況等から、積極的に数多く市議会議員を公益委員に位置付ける必要性は少ないものと考えるところです。

今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。

2 都市計画審議会

都市計画審議会については、主たる減員分を小金井市議会の議員枠から創出することとしているので、今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。